

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月27日

岡崎市長 内 田 康 宏

#### 岡崎市規則第54号

#### 岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則の一部を改正する規則

岡崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年岡崎市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項中「以外の」の次に「養護老人ホーム、」を加え、同条第6項ただし書中「できる」を「でき、第1項第3号イの主任生活相談員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする」に改め、同条第9項中「サテライト型養護老人ホーム」の次に「又は指定特定施設入居者生活介護（岡崎市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例第92条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは指定介護予防特定施設入居者生活介護（岡崎市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例第86条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）を行う養護老人ホーム」を加え、同条第11項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員

#### 附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。